

スクールバス運行に関する市の考え方

【スクールバス導入基準】

- ▽市の学校適正配置実施計画に基づく小学校の統廃合により、遠距離通学となる児童を支援するため
- ▽文部科学省の示すスクールバスの導入検討基準である4 kmを超える児童が発生した場合に導入を検討する

【本市スクールバスの利用】

- ▽3 km以上の児童から乗車してもらうものとする

[最低利用距離：3 km]

(考え方)

- ・文部科学省が示すスクールバス導入等を検討すべき小学校の通学距離の基準は「4 km以上」であるため、適正配置により4 km以上の通学距離となった児童がいる学校に対し、導入を検討する。
- ・本市としては、令和4年度現在の全児童の通学距離の平均値、今後の市全体の学校適正配置実施計画を踏まえた将来的なスクールバス台数及び運行経費を考慮し、最低利用距離を3 kmとする。

【利用料金】

- ▽学校統廃合による遠距離通学児童への支援のため、**無料とする。**

【運用方針】

- ▽通学距離が3 km以上の遠距離となる児童は、原則乗車してもらう。
- ▽通学距離が3 km未満の児童でも、乗車定員に余裕がある場合は乗車を可能とする
- ▽雨の日のみ等のスポット的な乗車は認めない
- ▽**添乗員は配置しない**
 - ・車両内の安全面については、バス利用者において検討いただく。
(添乗員・保護者の同乗など)
- ▽3 km未満の児童の選定は座席の空き状況を踏まえて、保護者と学校で相談して決めていただく
- ▽乗車場所は、乗降の安全を考慮し、地区の公民館や公共施設などの一定のスペースを確保できる場所を設定し、該当児童は自宅から乗降場所に集合して乗車または降車することとする。

菅原小学校スクールバスの運行

【運行日・運行便数】

- ・ 児童が学校に通学する日（約200日）
- ・ 登校便1便、下校便1便（下校時は低・高学年別にも対応）
- ・ 運行車両はマイクロバス

